

## 平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領に関する Q&A

### <保健体育に関すること>

問 1 新学習指導要領における高等学校保健体育科の改訂の要点は何ですか。

(答)

保健体育科については、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申の趣旨を踏まえて、次の方針によって改訂を行いました。

- ① 「体育」においては、育成を目指す資質・能力を明確にし、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しを図ること。
- ② 「カリキュラム・マネジメント」の実現及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する観点から、発達の段階のまとまりを踏まえ、指導内容の系統性を改めて整理し、各領域で身に付けさせたい指導内容の一層の充実を図ること。
- ③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度，性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を卒業後も社会で実践することができるよう、共生の視点を重視して指導内容の充実を図ること。
- ④ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続することを重視し、小学校，中学校及び高等学校を見通した指導内容の体系化を図る観点から資質・能力の三つの柱ごとの指導内容の一層の明確化を図ること。
- ⑤ 「保健」においては、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」に対応した目標，内容に改善すること。
- ⑥ 個人及び社会生活における健康課題を解決することを重視する観点から、現代的な健康課題の解決に関わる内容，ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容，人々の健康を支える環境づくりに関する内容及び心肺蘇生法等の応急手当の技能に関する内容等を充実すること。
- ⑦ 「体育」と一層の関連を図る観点から、心身の健康の保持増進や回復とスポーツとの関連等の内容等について改善すること。
- ⑧ 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する観点から、「体育」と「保健」の一層の関連を図った指導等の改善を図ること。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）第 1 部第 1 章第 2 節 2

問2 保健体育科における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善とは、どのようなものでしょうか。

(答)

保健体育科においては、例えば次の視点等を踏まえて授業改善を行うことにより、育成を目指す資質・能力を育んだり、体育や保健の見方・考え方を更に豊かなものにしたりにすることにつなげることが大切です。

- ・運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。
- ・運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。
- ・習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

なお、これら3つの学びの過程をそれぞれ独立して取り上げるのではなく、相互に関連を図り、保健体育科で求められる学びを一層充実させることが重要です。また、これら3つの学びの過程は、順序性や階層性を示すものでないことに留意することが大切です。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進に向けては、指導方法を工夫して必要な知識及び技能を指導しながら、子供たちの思考を深めるために発言や意見交換を促したり、気付いていない視点を提示したりするなど、学びに必要な指導の在り方を工夫し、必要な学習環境を積極的に整備していくことが大切です。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）第1部第3章第1節1(1)

問3 男女共習の授業を実施する際の留意点はどのようなことですか。

(答)

学習指導要領では、「体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を社会で実践することができるよう留意すること。」とされています。

このことは、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に向けては、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツとの多様な関わり方を状況に応じて選択し、卒業後も継続して実践する

ことができるようにすることが重要です。

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められます。

その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）第 1 部第 3 章第 2 節 3

問 4 選択制の授業において、領域及び領域の内容を選択する際の配慮事項は何ですか。

(答)

選択制の授業においては、小学校から高等学校までの 12 年間を見通した発達の段階のまとまりを踏まえ選択の仕方について示していることから、内容として示している領域については、生徒が自ら選択することができるよう配慮することが求められるものです。

また、領域を選ぶことがねらいではなく、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進につながる学習の機会であることを念頭に、義務教育段階の学習を基盤として、更に追求したい領域、課題を克服したい領域などの生徒個々の意思を大切に、領域や領域の内容を選択できるようにすることが大切です。

このことから、生徒の主体的な意欲が育まれるよう希望する生徒に対して全ての領域の選択機会が与えられるよう指導計画を工夫するとともに、領域の内容についても、安全を十分に確保した上で生徒が選択できるようにすることが重要です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）第 1 部第 2 章第 2 節「体育」4(3)

問 5 水泳の「スタート」の取扱いはどのようになっていますか。

(答)

スタートの指導については、事故防止の観点から、入学年次においては水中からのスタートを取り扱うこととしています。なお、入学年次の次の年次以降においても原則として水中からのスタートを取り扱うこととしますが、「安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としています。この場合においても、安全を十分に確保した指導を行うこ

とができる施設・設備が整備されていることや生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことができる体制が整備されていること及び水泳の授業時数等，学校や生徒の実態に応じて取扱いを検討し，安全を十分に確保できる場合に限ることが必要です。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）第 1 部第 2 章第 2 節「体育」3 D 水泳 [入学年次の次の年次以降] (1) [スタート及びターン] ア

問 6 武道で「剣道」「柔道」以外の武道を実施する場合は，どのような点に留意すればよいですか。

(答)

武道については，我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から，日本固有の武道の考え方に触れることができるよう，学校や地域の実態に応じて，相撲，空手道，なぎなた，弓道，合気道，少林寺拳法，銃剣道などについても履修させることができることとしていますが，原則として，柔道又は剣道に加えて履修させることとし，学校や地域の特別の事情がある場合には，替えて履修させることができることとしています。それらの場合は，各学校が次の要件などを参考に適切に判断することが必要であるとともに，基本動作や基本となる技を身に付けさせたり，形を取り入れたりするなどの工夫をし，効果的，継続的な学習ができるようにすることが大切です。

ア 指導するための施設・設備及び指導者が整備されていること。

イ 指導するための指導内容及び方法が体系的に整備されていること。

ウ 当該校の教員が指導から評価まで行うことができる体制が整備されていること。

エ 生徒の自発的，自主的な学習を重視する観点から，その前提となる生徒の興味，関心が高いこと。

オ 安全を確保する観点から，学習段階や個人差を踏まえ，段階的な指導を行うことができる体制などが整備されていること。

また，指導内容は，柔道及び剣道に示された指導内容を踏まえたものであること。例えば，柔道においては，生徒の心身の発達の段階から，固め技では抑え技のみを扱うこととしていること，剣道においては，段階的な指導の関連から突き技を扱わないこととしていることなどを踏まえたものであることとなっています。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）第 1 部第 2 章第 2 節「体育」3 F 武道 内容の取扱い

問7 保健の「技能」の学習内容について教えてください。

(答)

保健では、「安全な社会生活」の「応急手当」が、技能の内容として位置付けました。応急手当として、日常生活で起こる傷害や、熱中症などの疾病の際には、それに応じた体位の確保・止血・固定などの基本的な応急手当の方法や手順があることを、実習を通して理解し、応急手当ができるようにします。また、心肺停止状態においては、急速に回復の可能性が失われつつあり、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED(自動体外式除細動器)の使用などが必要であること、及び方法や手順について、実習を通して理解し、AEDなどを用いて心肺蘇生法ができるようにします。

ここでは、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とします。また、効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮します。

(参考)

平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(保健体育編・体育編)第1部第2章第2節「保健」3(2)ア(イ)

問8 「体育」と「保健」で示された内容について、相互の関連が図られるよう指導するとはどのようなものか教えてください。

(答)

保健体育科の目標においては、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す」として、(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等の目標を示しており、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成を重視する観点から、健康な生活と運動やスポーツとの関わりを深く理解したり、心と体が密接につながっていることを実感したりできるようにすることが求められています。

なお、科目体育と科目保健の関連を図る工夫の例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 体育の「A体づくり運動」のア「体ほぐしの運動」では具体的な運動の視点から、保健の(1)「現代社会と健康」のア(オ)「精神疾患の予防と回復」では精神疾患への対処の視点から、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫する。
- ・ 体育の「D水泳」の事故防止に関する心得では具体的な態度の視点から、

保健の(2)「安全な社会づくり」のア(イ)「応急手当」では応急手当の適切な対処の視点から、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫する。

- ・ 体育の「H 体育理論」の2「運動やスポーツの効果的な学習の仕方」では健康の保持増進を図るための方法等の視点から、保健の(1)「現代社会と健康」では生活習慣病などの予防と回復の視点から日常生活にスポーツを計画的に取り入れることの重要性について、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫する。
- ・ 体育の「A体づくり運動」から「Gダンス」の(3)学びに向かう力、人間性等の「健康・安全」では運動実践の場面での行動の視点から、保健の(4)「健康を支える環境づくり」では地域の保健・医療機関の活用の視点から、生涯スポーツの実践を支える環境づくりやその活用について、それぞれ取り上げているので、この点を十分考慮して関連のある指導を工夫する。
- ・ 教科内におけるカリキュラム・マネジメントを実現する観点から、体育と保健の関連する事項を取り上げる際、指導する時期を適切に設定した年間指導計画を工夫する。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（保健体育編・体育編）第 1 部第 3 章第 2 節 5